関島社会保険労務士事務所便り

2016年 12月号

関島社会保険労務士事務所 (墨田葛飾地区中小企業者組合) 社会保険労務士・行政書士 関島 康郎 〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12 電話:03-3609-7668 HP: http://www.srseki.info



シクラフン

「定年後再雇用者賃金減額」会社側逆転勝訴

◆東京地裁から東京高裁へ

今年5月、東京地裁において、定年後に 1年ごとの契約で嘱託社員として再雇用 された複数の労働者(トラックドライバー) の職務内容が定年前と変わらないにもか かわらず、会社(長澤運輸)が賃金を約3 割引き下げたこと(正社員との賃金格差) は労働契約法第20条の趣旨に反しており 違法との判決がありました。

賃金格差について同条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)の違反を認めた判決は過去に例がなく、「通常の労働者と定年後再雇用された労働者との不合理な格差是正に大きな影響を与える画期的な判決である」との評価もあり、人事労務担当者にとっては大きなインパクトのある判決として受け止められました。

その後、会社側が控訴していましたが、 11月2日にその判決が東京高裁でありま した。

◆控訴審における判断は?

控訴審判決において、裁判長は「定年後 再雇用での賃金減額は一般的であり、社会 的にも容認されている」とし、賃金の引き 下げは違法だとして差額の支払い等を命 じた東京地裁判決を取り消し、労働者側の 訴えを棄却しました。

労働者側の弁護士は、「減額が一般的であるとしても通常は職務内容や責任が変わっており、社会的に容認とする根拠は何もない」として、上告する方針を示しています。

◆賃金の設定には慎重な判断が必要

最高裁まで進む可能性があるため、司法における最終的な判断がどのように確定するのかは不明ですが、「控訴審の判断が妥当」と見る向きが多いようです。

しかし、この事件が定年後再雇用者の処 遇についてのこれまでの常識(当然のよう に賃金の引き下げを行うこと)について一 石を投じたことには間違いはなく、最終的 な結論がどちらに転んだとしても、今後、 会社としては「定年後再雇用者の処遇」に ついては慎重な判断が求められると言え るでしょう。



育児・介護休業法の改正

平成29年1月1日施行

育児・介護休業法と男女雇用機会均等法 が改正され、平成29年1月1日に施行さ れます。

この法改正は、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備することを目的として改正され、その主な内容は以下のとおりです。

1 介護離職の防止のため

- ① 介護対象家族1人につき、現行1回に限り93日までとする取得方法を改め、3回を限度として、通算93日まで介護休業を分割取得することができることとする。
- ② 介護対象家族1人につき、年5日(2 人以上10日)取得できる介護休暇を半 日単位の取得を可能とする。
- ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置 を介護休業とは別に利用開始から3年の 間で2回以上利用を可能とする(現行は、 介護休業と通算して93日の範囲内)。
- ④ 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求できる権利として新設する。
- ⑤ 有期契約労働者の介護休業取得要件を 緩和し、当該事業主に引き続き雇用され た期間が過去1年以上あること、93日 経過日から6か月を経過する日までの間 に、その労働契約が満了することが明ら かでない者とする。
- ⑥ 介護休業・介護休暇の対象家族を配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、 兄弟姉妹及び孫とし、祖父母・兄弟姉妹・

孫については同居かつ扶養条件を廃止する。

2 育児期の仕事と家庭の両立支援のため

- ① 子の看護休暇(小学校就学前の子1人 につき年5日、2人以上10日)の半日 単位の取得を可能とする。
- ② 有期契約労働者の育児休業の取得要件 の緩和
 - ・当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること。
 - ・子が1歳6か月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
 - ・特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、その他 これらに準ずるものについて、育児休業 制度の対象に追加する。

3 妊娠・出産・育児休業・介護休業労働 者への就業環境の整備

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司、同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。



平成28年 厚労省の初任給調査結果

厚生労働省は、11月17日、平成28年「賃金構造基本統計調査(初任給)」の調査結果を公表しました。

「賃金構造基本統計調査(初任給)」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金実態を、雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として毎年7月に実施しています。

そのうち、今回公表した内容は、新規学卒者の平成28年初任給についての結果で、10人以上の常用労働者を雇用する民間の事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,765事業所を対象に、初任給が確定している15,308事業所について集計したものです。

1 学歴別初任給

学歴	전 初任給		男性(前年比)	女性(前年比)		
大学卒	203,400円	0.7%増	205,900円(0.7%増)	200,000円(0.6%増)		
高專·短大卒	176,900円	0.7%増	179,700円(0.7%増)	175,200円(0.7%増)		
高校卒	161,300円	0.2%増	163,500円(0.1%増)	157,200円(0.6%増)		

2 産業別初任給

2 座耒別例任桁											
			男女計	•		男		女			
	産業	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	
	産業計	203.4	176. 9	161.3	205.9	179.7	163.5	200.0	175. 2	157. 2	
	(事務系)	202.8			206.5			198. 9		•••	
	(技 術 系)	204.4	• • •	•••	205. 1	•••	•••	202. 9	• • •	•••	
	建 設 業	210.2	184.8	170.3	213. 2	187.0	170.6	202. 5	179. 3	163. 2	
	製 造 業	202.0	176.8	161.4	203.3	179.6	162.6	198. 7	171.5	158.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	200.9	179.4	161.9	200.7	179.6	161.9	201.4	178.3	162.1	
初	情 報 通 信 業	212.0	189. 3	168.7	212.5	187.8	172.4	210. 9	194. 4	161.5	
	運輸業,郵便業	192.8	168. 0	161.2	198. 1	174. 1	162.6	185. 2	157. 6	154.6	
任	卸 売 業 , 小 売 業	203.8	173. 3	161.7	205.6	174. 3	166.0	201.3	172. 1	158.4	
給	金融業,保険業	202.7	174. 4	150.6	208.3	197. 3	151.1	198.0	172. 2	150.6	
(千円)	不動産業,物品賃貸業	210.8	182. 2	164. 2	214. 9	185.4	167.7	204.8	179. 9	161.0	
	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ・ ビ ス 業	204. 2	185. 3	162.9	204. 2	192. 1	162.6	204. 1	174. 2	163.8	
	宿泊業、飲食サービス業	191. 7	167. 4	159. 2	194. 1	168.6	163.8	190. 4	166. 7	156. 7	
	生活関連サービス業、娯楽業	204.8	172.5	165.1	209.6	173. 1	166.3	201.2	172. 2	164.7	
	教育,学習支援業	200.6	175. 9	157.6	203. 2	179.4	160.2	199. 1	175.6	156. 4	
	医療,福祉	196. 7	179. 2	151.5	196. 7	184. 1	148. 2	196. 8	178. 2	152.9	
	複合サービス事業	179.0	159. 7	148.0	179. 5	157. 9	149. 5	178. 2	161.1	146. 9	
	サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	203. 6	173.8	161.0	202. 8	178. 4	162. 6	205. 0	163. 5	156.8	

3 都道府県別(首都圏)初任給

		男 女 計				男				女			
都	道府県	大 学 卒		高 校 卒		大 学 卒		高 校 卒		大 学 卒		高 校 卒	
		初任給 (千円)	格差 (東京=100)										
埼	玉	204. 5	96.8	166. 1	95. 9	205.8	96. 5	168. 2	96. 1	203. 0	97. 2	163.5	96. 2
千	葉	205. 0	97. 0	163.8	94. 6	206. 9	97.0	164. 5	93. 9	202.8	97. 1	162.0	95. 3
東	京	211. 3	100.0	173. 2	100. 0	213. 2	100.0	175. 1	100.0	208.8	100.0	170.0	100.0
神	奈 川	207. 3	98. 1	168. 0	97. 0	209. 0	98. 0	169. 6	96. 9	204. 6	98. 0	164.7	96. 9

topic S

トピックス

●「賃上げ」実施企業が過去最高

厚生労働省が「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を発表し、平成28年に賃金の引上げを「実施した」または「実施予定」の企業が5年連続で増加し、過去最高の86.7%となったことがわかった。1人平均賃金の改定額(予定を含む)は5,176円(前年5,282円)で、前年を下回った。(12月1日)

●「同一労働同一賃金」ガイドラインを策定へ

政府は、非正規社員の待遇改善のため、「同一労働同一賃金」に関するガイドラインを年内に策定する方針を示した。賃金差の合理的・不合理的な事例等を盛り込む。なお、ガイドラインの拘束力を担保するため、労働契約法・パートタイム労働法・労働者派遣法の改正案を2017年の通常国会に提出する見込み。(11月29日)

●賃上げ実施の中小企業の法人税優遇を拡大

自民党の税制調査会は、企業が賃金を引き上げた場合に法人税負担が軽くなる「所得拡大促進税制」について、中小企業向けの拡大を条件付きで認める方針を示した。来年度より、2%以上の賃上げを実施した中小企業は増加した給与総額の22%を法人税額から控除できるようにする。(11月29日)

●行政手続の煩雑さ 中小の半数が「負担」

日本商工会議所の調査によると、行政手続について中小企業の半数近くが負担に感じると回答したことがわかった。上位を占めた分野は「社会保険・労務」48.6%、「補助金・助成金」48.2%、「税務申告」45.0%の順だった。本調査結果は政府の規制改革推進会議の行政手続部会で報告され、同部会では年内に具体的な重点分野と目標などを検討する方針。(11月24日)

●配偶者控除上限 150 万円 18 年 1 月実施へ

政府・与党は、所得税の配偶者控除の見直しについて、年収103万円以下から年収150万円以下に拡大する方向で最終調整に入った。2018年1月にも実施する方針。今後は、世帯主の年

収にどのような年収制限を設けるかが焦点となる。(11 月 24 日)

●確定拠出年金預かり資産 1,400 億円が放置

確定拠出年金の預かり資産で、運用されずに 放置されているものが約57万人分、1,400億円 超にのぼることがわかった。確定拠出年金(DC)は、加入者がDCを設けていない会社へ転 職したり、自営業に変わったりした場合、個人 型DCへの切り替えや一時金受け取りなどの 手続きを6カ月以内にとる必要がある。加入者 が必要な手続きを取らなければ、資産は国民年 金基金連合会に移されて「塩漬け」になり、運 用されないので利息がつかないうえ、資産移管 時に約4,000円、その後も年間約600円の手数 料を差し引かれて目減りしていく。(11月24日)

●育児休業の期間、最長で2年…厚労省素案

厚生労働省は21日、労働政策審議会の分科会で、育児休業の期間を最長で2年とする素案を示した。来年の通常国会への育児・介護休業法改正案の提出を目指す。育休は出産後、1歳までの間で、保育所が見つからない場合、特例として半年間延長できる。待機児童は1、2歳児が7割以上を占めているため、厚労省はこの特例部分を半年から1年に延ばすことで、親の事情に合わせて育休を取れる環境整備を進める。(11月22日)

●現役並み所得者介護保険利用料3割負担へ

厚生労働省は、現役世代並みの所得がある高齢者を対象に、介護保険の自己負担割合を現在の2割から3割に引き上げる時期を2018年8月からとする方針を固めた。来年の通常国会での改正を目指す。(11月20日)

